

令和8年度政策評価の事前分析表(抄)

(案)

令和8年3月
(令和8年10月一部改正)
財 務 省

令和８年度政策評価の事前分析表の一部変更について

「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和８年７月21日閣議決定）において、「財政運営の目標については、『責任ある積極財政』の考え方に立脚したものとし、『強い経済』の実現と『財政の持続可能性』を両立する観点から、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付ける。」等とされたことを受け、令和８年度財務省政策評価実施計画及び政策評価の事前分析表について所要の変更を行います。

令和８年10月
財 務 省

令和8年度政策評価の事前分析表について

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」に基づき、主要な政策分野の全てについて、あらかじめ目標を設定し、政策評価を行っています。政策評価法では政策評価を実施する場合に実施計画を定めることとされていることから、財務省では、評価対象年度の開始までに実施計画を策定しています。これと併せて、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」といいます。）に基づき、評価対象となる政策の目標ごとに毎年度、事前分析表を作成し、公表しています。

ガイドラインに基づく目標管理型の政策評価においては、目標を適切に設定することが重要であり、要するコストとともに、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効とされています。

これらの趣旨を踏まえ、令和8年度政策評価の事前分析表は、総合目標（6目標）及び政策目標（24目標。国税庁に係る政策目標（3目標）を除いています。）の30の「政策の目標」について、作成しています。

政策評価に関する情報の公表を通じて、政策の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

令和8年3月
財 務 省

財務省の「政策の目標」の体系図（令和8年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政（総合目標1）

「責任ある積極財政」の考え方の下、「経済財政運営と改革の基本方針2026」に沿って予算編成改革を進める。国・地方の総債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくとともに、プライマリーバランスは債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する。こうした取組等を通じて、市場の信認を確保し、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現する。併せて、全世代型社会保障の構築を推進する。

税制（総合目標2）

「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理（総合目標3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム（総合目標4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。また、日本企業の海外展開支援や国の経済安全保障上重要な取組を推進する。

財政・経済運営（総合目標6）

総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、「強い経済」と「財政の持続可能性」の一体的な実現に取り組む、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保（政策目標1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標2）

- 2-1 物価高への対応や「強い経済」の実現等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた取組の推進
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援及び国の経済安全保障上重要な取組の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

- 総合目標 1 : 「責任ある積極財政」の考え方の下、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に沿って予算編成改革を進める。国・地方の総債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げていくとともに、プライマリーバランスは債務残高対 GDP 比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する。こうした取組等を通じて、市場の信認を確保し、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現する。併せて、全世代型社会保障の構築を推進する。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

「経済財政運営と改革の基本方針2026」（以下「骨太の方針2026」といいます。）の「中長期経済財政計画」における財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対 GDP 比の安定的低下を中核に位置付けるとともに、プライマリーバランス（用語集参照）については、債務残高対 GDP 比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理することとされています。また、プライマリーバランス、GDP、純利払い費、財政収支等が債務残高対 GDP 比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組み、その上で、今後の予算編成に当たっては、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配慮しつつ、通年の国債発行額などを具体化することとされています。併せて、全世代型社会保障の構築を推進することとされています。

また、「骨太の方針2026」においては、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換、危機管理投資・成長投資のための『「強く豊かな日本」投資枠』、補正予算依存からの脱却など、予算編成の抜本的な見直しを進めることと併せて、PDCAやEBPMに基づき、既存事業を不断に見直すとともに、「租税特別措置・補助金・基金の見直し」に係る取組を踏まえ、政策効果の高い分野へ予算配分を重点化するとされています。

これらを踏まえ、上記の目標を設定します。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総1-1 : 「責任ある積極財政」の考え方の下、「骨太の方針2026」に沿って予算編成改革を進める。国・地方の総債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げていくとともに、プライマリーバランスは債務残高対 GDP 比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する。こうした取組等を通じて、市場の信認を確保し、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現する。併せて、全世代型社会保障の構築を推進する

関連する内閣の基本方針

- 「第221回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 8 年 2 月 20 日）
- 「第221回国会 財務大臣財政演説」（令和 8 年 2 月 20 日）
- 「第219回国会 総理大臣所信表明演説」（令和 7 年 10 月 24 日）
- 「令和 8 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）

○「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）

テーマ	総1-1：「責任ある積極財政」の考え方の下、「骨太の方針2026」に沿って予算編成改革を進める。国・地方の総債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくとともに、プライマリーバランスは債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する。こうした取組等を通じて、市場の信認を確保し、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現する。併せて、全世代型社会保障の構築を推進する
取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。

定量的な測定指標

【主要】 総1-1-A-1：財政運営 目標の達成に向け た取組	目標値	「中長期経済財政計画」の期間における国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下及びプライマリーバランスの複数年での管理	
	実績値		

（目標値の設定の根拠）

「骨太の方針2026」の「中長期経済財政計画」における財政運営の目標について、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付けるとともに、プライマリーバランスについては、債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理することとされています。

（参考）

国・地方の公債等残高（用語集参照）の対GDP比		国・地方のプライマリーバランス対GDP比（実額）	
2026（令和8）年度（見込み）	187.6%	2026（令和8）年度（見込み）	▲0.2%（▲1.2兆円）
2025（令和7）年度	188.4%	2025（令和7）年度	▲0.0%（▲0.2兆円）
2024（令和6）年度	193.4%	2024（令和6）年度	▲1.8%（▲11.3兆円）
2023（令和5）年度	197.2%	2023（令和5）年度	▲2.1%（▲13.2兆円）
2022（令和4）年度	202.8%	2022（令和4）年度	▲3.5%（▲20.5兆円）
2021（令和3）年度	202.7%	2021（令和3）年度	▲5.8%（▲33.5兆円）
2020（令和2）年度	202.8%	2020（令和2）年度	▲9.1%（▲50.5兆円）
2019（令和元）年度	186.6%	2019（令和元）年度	▲2.6%（▲14.8兆円）
2018（平成30）年度	184.8%	2018（平成30）年度	▲1.9%（▲10.9兆円）
2017（平成29）年度	182.2%	2017（平成29）年度	▲2.2%（▲12.2兆円）
2016（平成28）年度	181.9%	2016（平成28）年度	▲2.8%（▲15.6兆円）

（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和8年7月30日経済財政諮問会議提出）

定性的な測定指標

[主要] 総1-1-B-1：全世代型社会保障の構築

(目標の内容)

社会保障と税の一体改革を推進するとともに、成長型経済に合わせて、物価・賃金上昇を適切に反映する中で、必要な医療・介護等の提供体制を確保しながら、給付と負担の改革努力を継続し、強い経済、持続可能な財政と、質の高い全世代型社会保障とを同時に実現する社会保障改革を強化します。具体的な改革項目としては、「骨太の方針2026」における「中長期経済財政計画」に加え、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に記載された取組について、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行ってまいります。

(目標の設定の根拠)

「骨太の方針2026」においては、全世代型社会保障の構築に向け、

- ・「強い経済」を実現するため、財政の持続可能性に十分配慮しつつ、「責任ある積極財政」の下、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める
- ・「給付付き税額控除」とそのつなぎ（飲食料品の消費税率等）については、今後予定されている社会保障国民会議の中間とりまとめを踏まえ、本年 8 月上旬までを目途に、その方針を決定する(※)
- ・国民皆保険・皆年金を堅持し、年齢に関わらず能力に応じて公平に負担し合い、必要な方に必要なサービスが適切に提供される全世代型社会保障を構築することによって、国民の命と健康、生活を守り、安心して働き、活躍し、挑戦できる基盤を整備する
- ・経済・物価動向等に適切に対応し、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備することとあわせて、医療・介護を中心とした社会保障制度改革を着実に実行することにより、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す

等とされており、社会保障と税の一体改革の推進と、成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度の確立が重要です。このため、上記の指標を設け、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行うことにより、着実に取り組んでいくこととしています。

(※)「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針については、令和 8 年 8 月 5 日に閣議決定。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
-----------------	------

参考指標	○参考指標 1 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」
	○参考指標 2 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」
	○参考指標 3 「公債発行額・公債依存度の推移」
	○参考指標 4 「公債残高の累増」
	○参考指標 5 「国及び地方の公債等残高対 GDP 比の推移」
	○参考指標 6 「国及び地方の基礎的財政収支の推移」
	○参考指標 7 「一般会計の基礎的財政収支の推移」
	○参考指標 8 「国及び地方の純利払い費の推移」
	○参考指標 9 「国及び地方の財政収支の推移」
	○参考指標 10 「国民負担率の状況」

総合目標に係る予算額等	令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、 主税局（総務課、調査課）	政策評価実施時期	令和 9 年 6 月（予定）
--------------	---	-----------------	----------------

- 総合目標 2 : 「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方	税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公的サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。 「経済財政運営と改革の基本方針2026」（以下「骨太の方針2026」といいます。）の「中長期経済財政計画」における財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付けるとともに、プライマリーバランス（用語集参照）については、債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理することとされています。また、プライマリーバランス、GDP、純利払い費、財政収支等が債務残高対GDP比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組み、その上で、今後の予算編成に当たっては、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配慮しつつ、通年の国債発行額などを具体化することとされています。 税制については、「骨太の方針2026」等を踏まえ、「強い経済」を実現するため、財政の持続可能性に十分配慮しつつ、「責任ある積極財政」の下、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進めます。
-------------------------------	--

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する

関連する内閣の基本方針	○ 「第221回国会 総理大臣施政方針演説」（令和8年2月20日） ○ 「第221回国会 財務大臣財政演説」（令和8年2月20日） ○ 「第219回国会 総理大臣所信表明演説」（令和7年10月24日） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定） ○ 「諮問」（令和6年1月25日税制調査会） ○ 「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定） ○ 「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）
--------------------	--

テーマ	総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する
取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。

定性的な測定指標	
〔主要〕 総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討	
（目標の内容）	経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。
（目標の設定の根拠）	税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公的サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「税率比率の推移」 ○参考指標 2 「一般会計税収の推移」 ○参考指標 3 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」 【再掲（総1-1：参考指標1）】

総合目標に係る予算額等	令和6年度	7年度	8年度	9年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	令和9年6月（予定）
-------	-------------------------------------	----------	------------

- 総合目標 6 : 総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、「強い（財政・経 経済」と「財政の持続可能性」の一体的な実現に取り組み、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

**総合目標の内容及び
目標設定の考え方**

「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」をバランスよく同時に実現することにより、今を生きている国民と未来を生きる国民への責任を果たす、持続可能な経済社会を構築するべく、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（以下「骨太の方針2026」といいます。）に基づく取組を着実に進めていきます。

具体的には、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、様々なリスクを最小化する「危機管理投資」や先端技術を花開かせる「成長投資」を大胆かつ戦略的に進めるとともに、我が国を世界有数の知的創造・イノベーションの拠点とするべく、スタートアップの振興などを図り、中長期的な成長力強化につなげ、「強い経済」を構築していきます。

財政運営の目標については、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置けるとともに、プライマリーバランス（用語集参照）については、債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理することとされています。また、プライマリーバランス、GDP、純利払い費、財政収支等が債務残高対GDP比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組み、その上で、今後の予算編成に当たっては、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配慮しつつ、通年の国債発行額などを具体化することとされています。併せて、全世代型社会保障の構築を推進することとされています。

また、「骨太の方針2026」においては、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換、危機管理投資・成長投資のための『「強く豊かな日本」投資枠』、補正予算依存からの脱却など、予算編成の抜本的な見直しを進めることと併せて、PDCAやEBPMに基づき、既存事業を不断に見直すとともに、「租税特別措置・補助金・基金の見直し」に係る取組を踏まえ、政策効果の高い分野へ予算配分を重点化するとされています。

併せて、コミュニケーションの強化を通じ、市場の信認を確保していくため、国民や国内外の市場関係者に、財政運営について透明性高く、一貫した説明を行うほか、財政運営に当たっての前提となる、将来の経済・財政の姿、想定するリスク、必要な政策対応等を示していきます。

また、マクロ経済政策の一翼を担う金融政策についても、政府の財政・経済政策と一体的・整合的に運営されるよう、金融政策を所管する日本銀行と議論を重ねます。この観点から、「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」等に則り、政府及び日本銀行は、政策連携を強化し、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいきます。

加えて、自然災害からの復興に全力で取り組みます。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総6-1：「骨太の方針2026」に基づく取組を着実に進め、「強い経済」と「財政の持続可能性」の一体的な実現に取り組む。

関連する内閣の基本方針

- 「第219回国会 総理大臣所信表明演説」（令和7年10月24日）
- 「第219回国会 財務大臣財政演説」（令和7年12月8日）
- 「第221回国会 総理大臣施政方針演説」（令和8年2月20日）
- 「第221回国会 財務大臣財政演説」（令和8年2月20日）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）
- 「令和8年度予算編成の基本方針」（令和7年12月9日閣議決定）
- 「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和8年1月23日閣議決定）
- 「日本経済成長戦略」（令和8年7月21日閣議決定）
- 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和8年7月30日経済財政諮問会議提出）

テーマ

総6-1：「骨太の方針2026」に基づく取組を着実に進め、「強い経済」と「財政の持続可能性」の一体的な実現に取り組む。

取組内容

上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。

定性的な測定指標

[主要]総6-1-B-1：「骨太の方針2026」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析

（目標の内容）

「骨太の方針2026」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。

（目標の設定の根拠）

「骨太の方針2026」を踏まえ、「強い経済」の構築、「財政の持続可能性」の実現、「歳出改革」、「歳入改革」に取り組むことが重要であるからです。

定性的な測定指標					
[主要] 総6-1-B-2 : 自然災害からの復興への取組					
(目標の内容) 東日本大震災や令和 6 年能登半島地震、令和 8 年熊本地震等の自然災害からの復興に全力で取り組みます。					
(目標の設定の根拠) 自然災害からの復興に取り組むことが重要であるからです。					
今回廃止した測定指標とその理由		該当なし			
参考指標	○参考指標 1 「主要経済指標（実質成長率等）」 (出所) 令和 8 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定）				
総合目標に係る予算額等	令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					
担当部局名	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、 主税局（総務課、調査課）		政策評価実施時期	令和 9 年 6 月（予定）	

○ 政策目標 1 - 1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。

経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

政1-1-2 : 財政に関する広報活動

関連する内閣の基本方針

- 「第221回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 8 年 2 月 20 日)
- 「第221回国会 財務大臣財政演説」(令和 8 年 2 月 20 日)
- 「第219回国会 総理大臣所信表明演説」(令和 7 年 10 月 24 日)
- 「令和 8 年度予算編成の基本方針」(令和 7 年 12 月 9 日閣議決定)
- 「令和 8 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和 8 年 1 月 23 日閣議決定)
- 「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和 3 年 3 月 9 日閣議決定)
- 「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」(令和 6 年 3 月 19 日閣議決定)
- 「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」(令和 7 年 6 月 20 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2026」(令和 8 年 7 月 21 日閣議決定)
- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月 8 日閣議決定)

施策

政1-1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

取組内容

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとします。

引き続き、EBPMを推進し、予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決、加えて、これらを踏まえた内閣官房「租税特別措置・補助金見直し担当室」における取組等について、予算編成等への適切な活用・反映に努めます。

「経済財政運営と改革の基本方針2026」(以下「骨太の方針2026」といいます。) の「中長期経済財政計画」における財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付けるとともに、プライマリーバランスにつ

いては、債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理することとされています。また、プライマリーバランス、GDP、純利払い費、財政収支等が債務残高対GDP比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組み、その上で、今後の予算編成に当たっては、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配慮しつつ、通年の国債発行額などを具体化することとされています。また、「骨太の方針2026」においては、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換、危機管理投資・成長投資のための『「強く豊かな日本」投資枠』、補正予算依存からの脱却など、予算編成の抜本的な見直しを進めることとされています。引き続き、「骨太の方針2026」を踏まえ、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」の両立に向けた取組を進めてまいります。

上記に加えて、復興事業については、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政1-1-1-B-1：予算編成における重点的な配分と財政運営目標の達成に向けた取組の実施

（目標の内容）

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。「骨太の方針2026」の「中長期経済財政計画」における財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付けるとともに、プライマリーバランスについては、債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理することとされています。また、プライマリーバランス、GDP、純利払い費、財政収支等が債務残高対GDP比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組み、その上で、今後の予算編成に当たっては、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配慮しつつ、通年の国債発行額などを具体化することとされています。また、「骨太の方針2026」においては、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換、危機管理投資・成長投資のための『「強く豊かな日本」投資枠』、補正予算依存からの脱却など、予算編成の抜本的な見直しを進めることとされています。引き続き、「骨太の方針2026」を踏まえ、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」の両立に向けた取組を進めてまいります。

（目標の設定の根拠）

予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。

定性的な測定指標

政1-1-1-B-2：予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映

	(目標の内容) E B P Mを推進し、予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決、加えて、これらを踏まえた内閣官房「租税特別措置・補助金見直し担当室」における取組等について、予算編成等へ適切に活用・反映します。
	(目標の設定の根拠) 財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算への確にフィードバックするためです。

定性的な測定指標	
政1-1-1-B-3：予算編成における東日本大震災への適切な対応	
	(目標の内容) 復興事業については、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。
	(目標の設定の根拠) 東日本大震災からの復興を効果的かつ確実に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」 【再掲（総1-1：参考指標 2）】 ○参考指標 2 「一般会計歳出の構成」 ○参考指標 3 「一般会計歳出概算所管別内訳」 ○参考指標 4 「なぜ財政は悪化したのか（財政構造の変化）」 ○参考指標 5 「各予算のポイント」 ○参考指標 6 「補助金等の内訳（交付先別、主要経費別）」 ○参考指標 7 「補助金等の整理合理化状況」

施策	政1-1-2：財政に関する広報活動
取組内容	財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、パンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、説明会等（オンライン形式も含む）の広報活動に積極的に取り組みます。 加えて、財政を含め持続可能な社会・経済への関心を高めるべく、フューチャー・デザイン（用語集参照）の考え方を活用した取組を推進し、産官学の関係者と連携の上、セミナー・ワークショップ等の開催等に取り組みます。 また、財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、以下の取組を行います。 A 各府省のウェブサイトにおいて公開される概算要求書及び政策評価調書を、各府省の協力の下、財務省ウェブサイトからそれぞれ9月末日、10月20日前後までに一元的に閲覧できるようにします。 B 決定した予算の内容や執行状況について、広く国民全般に分かりやすい情報開示の方法を工夫し、一般会計と特別会計、当初予算と補正予算を含めた予算の全体像についても、より分かりやすく国民への情報発信を行うよう努めます。

定量的な測定指標							
政1-1-2-A-1：各府省等のウェブサイトで公開される概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化	年度		令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	目標値	概算要求書等	9月末日	9月末日	9月末日	9月末日	9月末日
		政策評価調書	10月20日前後	10月20日前後	10月20日前後	10月20日前後	10月20日前後
	実績値	概算要求書等	9月27日	9月27日	9月26日	9月25日	
		政策評価調書	10月20日	10月17日	10月18日	10月17日	
(出所) 主計局総務課及び司計課調 (目標値の設定の根拠) 財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、過去の実績を参考に目標値を設定しました。							

定性的な測定指標	
	[主要] 政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況 (目標の内容) 積極的にパンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、説明会（オンライン形式も含む）、フューチャー・デザインの考え方を活用した取組等の広報活動を実施します。 (目標の設定の根拠) 財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらうためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1 「財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数」 ○参考指標2 「ウェブサイト『はじめてのフューチャー・デザイン』へのアクセス件数」

政策目標に係る予算額等				令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算			425,590千円	433,935千円	443,400千円		
	(項) 財政健全化推進費			425,590千円	433,935千円	443,400千円		
		(事項) 財政の効率化・質的改善の推進に必要な経費		425,590千円 (注 1)	433,935千円 (注 1)	443,400千円 (注 1)		
		内 財政に関する説明資料の拡充		5,277千円	3,306千円	3,340千円		行政事業レビューの対象外
		内 財政制度等に関する調査(注 2)		24,413千円	23,358千円	23,484千円		001419
		内 旅費等実態調査		13,279千円	10,652千円	10,336千円		001420
		補正予算			—	△1,150千円		
	繰越等			3,504,792千円		N. A.		
	合 計			3,930,382千円		N. A.		
執行額				3,723,055千円		N. A.		
(概要) 財政の効率化・質的改善を推進するための予算・決算の作成、調査研究等に必要な経費等。 (注 1) 政府情報システム関連予算(予算編成支援システム(予算事業ID:020151))は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。 (注 2) 「フューチャー・デザインの考え方を活用した取組」に係る予算額は、「財政制度等に関する調査」に含まれる。 (注 3) 令和 8 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 9 年11月頃に確定するため、令和 9 年度実績評価書に掲載予定。								

担当部局名	主計局(総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官(調整担当))	政策評価実施時期	令和 9 年 6 月(予定)
-------	----------------------------------	----------	----------------

○ 政策目標 1 - 5 : 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

令和 8 年度の地方の財政状況については、臨時財政対策債の発行はゼロとなりましたが、引き続き、歳入面・歳出面における改革を進めていく必要があります。

地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。

このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。

「経済財政運営と改革の基本方針2026」(以下「骨太の方針2026」といいます。)の「中長期経済財政計画」における財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対 GDP 比の安定的低下を中核に位置付けるとともに、プライマリーバランスについては、債務残高対 GDP 比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理することとされています。また、プライマリーバランス、GDP、純利払い費、財政収支等が債務残高対 GDP 比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組み、その上で、今後の予算編成に当たっては、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配慮しつつ、通年の国債発行額などを具体化することとされています。併せて、全世代型社会保障の構築を推進することとされています。

こうした財政運営の方針を踏まえ、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現すべく、財務省としても適切に対応していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-5-1 : 地方の歳入面・歳出面の改革

関連する内閣の基本方針

- 「令和 8 年度予算編成の基本方針」(令和 7 年12月 9 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2026」(令和 8 年 7 月21日閣議決定)

施策 政1-5-1 : 地方の歳入面・歳出面の改革

取組内容

国の財務の総括や財政資金の効率的配分の観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政1-5-1-B-1：地方の歳入面・歳出面の改革

(目標の内容)

国の財務の総括や財政資金の効率的配分の観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。

(目標の設定の根拠)

「骨太の方針2026」において、「地方の一般財源の総額を確保して、官公需の価格転嫁等のための取組を通じた強い地域経済の実現とこれを支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」とされているためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「地方財政計画」
- 参考指標 2 「地方向け補助金等の全体像」
- 参考指標 3 「地方の一般財源総額について」

政策目標に係る予算額等

令和6年度

7 年度

8 年度

9年度

行政事業レビュー
に係る予算事業ID

上記の政策目標に関連する予算額等はありません。

担当部局名

主計局（主計官（総務、地方財政、財務係担当）、主計企画官（調整担当））、主税局（総務課）、理財局（計画官（厚生労働・文部科学、国土交通、地方企画、地方財務審査、地方運用係担当））

政策評価実施時期

令和9年6月(予定)

- 政策目標 2 - 1 : 物価高への対応や「強い経済」の実現等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するための税制の検討並びに税制についての広報の充実

政策目標の内容及び 目標設定の考え方

物価高への対応や「強い経済」の実現等に向けて、令和 8 年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

- 政2-1-1 : 物価高への対応や「強い経済」の実現等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するための税制の検討
政2-1-2 : 税制についての広報の充実

関連する内閣の基本方針

- 「第221回国会 総理大臣施政方針演説」 (令和 8 年 2 月 20 日)
- 「第221回国会 財務大臣財政演説」 (令和 8 年 2 月 20 日)
- 「第219回国会 総理大臣所信表明演説」 (令和 7 年 10 月 24 日)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2026」 (令和 8 年 7 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「諮問」 (令和 6 年 1 月 25 日税制調査会)
- 「令和 8 年度税制改正の大綱」 (令和 7 年 12 月 26 日閣議決定)
- 「強い経済」を実現する総合経済対策 (令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)
- 「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」 (令和 8 年 9 月 15 日閣議決定)

施策

政2-1-1 : 物価高への対応や「強い経済」の実現等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するための税制の検討

取組内容

令和 8 年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げます。また、「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行います。このほか、自動車関係諸税の見直し、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税の創設等を行うこととしました。

これらの措置を実施するため、「所得税法等の一部を改正する法律案」を第221回国会に提出しました。成立した内容について周知徹底を図るなど着実に実施していきます。

	さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2026」に基づき、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進めるほか、デジタル社会にふさわしい税制の構築等を進めることとしています。 また、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」に基づき、中低所得の現役勤労者に着目して、その負担軽減を通じて、所得に応じて、これまでよりも一層手取りが増えるようにするとともに、いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」を緩和することを通じた就労促進を図るため、これまでにない「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、就業者負担軽減支援金（以下「支援金」という。）を導入することとしています。その際、令和 11 年度の本格導入までの「つなぎ」として、まずは、来年 4 月から、2 年間に限った飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げと飲食料品に係る消費税 1 % 相当分の範囲で実施する支援金制度を組み合わせを行い、その後の支援金制度の本格導入に円滑に接続していくこととしています。 租税特別措置については、税制調査会（用語集参照）「税制の E B P M に関する専門家会合」において、E B P M の観点から客観的なデータ等や学術研究に基づいた効果の検証に係る議論を行っているほか、要望時において各府省庁に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料とします。その際、各府省庁の要望に関して、①政策目的と整合的な手段として税制が機能するか、②明確かつ形式的な要件が設定でき税制として成り立つか、また執行可能であるか、③税制措置により国の歳入にどのような影響を与えるか、などの点について検証を行います。また、令和 9 年度の税制改正プロセスにおいては、要望段階から査定段階まで一貫した対応を行います。今後も、「税制の E B P M に関する専門家会合」における議論や各省庁による政策評価、内閣官房「租税特別措置・補助金見直し担当室」における取組、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果などを活用し、必要性や政策効果の精査等を行います。
--	--

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政2-1-1-B-1：令和 8 年度税制改正の着実な実施と令和 9 年度税制改正の検討等
	（目標の内容） 令和 8 年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するため、令和 9 年度税制改正の内容の検討等をしていきます。
	（目標の設定の根拠） 「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）」 ○参考指標 2 「諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較」 ○参考指標 3 「税制改正（内国税関係）による増減収見込額」 ○参考指標 4 「個人所得課税の税率等の推移」 ○参考指標 5 「主要国における個人所得課税の実効税率の比較（夫婦子 2 人（片働き）の給与

	所得者)」 ○参考指標 6 「法人税率の推移」 ○参考指標 7 「諸外国における法人実効税率の比較」 ○参考指標 8 「諸外国における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の比較」 ○参考指標 9 「相続税の主な改正の内容」 ○参考指標 10 「主要国における相続税負担率の比較（配偶者＋子 2 人）」 ○参考指標 11 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総 1-1：参考指標 1）】 ○参考指標 12 「税率比率の推移」【再掲（総 2-1：参考指標 1）】 ○参考指標 13 「一般会計税収の推移」【再掲（総 2-1：参考指標 2）】
--	---

施策	政 2-1-2：税制についての広報の充実
取組内容	税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。具体的には、パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・SNS 等を通じた情報提供、講演・説明会の開催等の広報活動を行います。また、動画等を活用した情報発信や、子育て世代や将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした学習コンテンツの作成等の広報活動を実施していきます。 その他、アンケート調査等を通じて、税制に関する広報活動が国民にどの程度認知・理解されているのかや、広報活動の改善点等の把握を行います。 税制についての広報の充実に関して、以下の測定指標を設定し、財務省の税制関連ウェブサイトへのアクセスの容易さやわかりやすさの改善を目指します。

定量的な測定指標						
政 2-1-2-A-1：財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ） （単位：％）	年度	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
	目標値	85	85	85	85	85
	実績値	91.1	88.5	87.5	N. A (今後集計)	
（注 1）令和 7 年度実績値は、令和 8 年 6 月までにデータが確定するため、令和 7 年度実績評価書において掲載予定です。 （注 2）数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の 5 段階評価で上位評価（「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」）を得た割合です。 （出所）主税局総務課調 （目標値の設定の根拠） 国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、これまでの実績値も踏まえて目標値として「85」と設定しました。						

定性的な測定指標

〔主要〕 政2-1-2-B-1：税制に関する広報活動の実施状況

(目標の内容)

パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・SNS等を通じた情報提供、講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施します。また、動画等を活用した情報発信や、子育て世代や将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした広報活動などを進めます。

(目標の設定の根拠)

国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税に対する国民の理解を深めていく必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

(廃止した指標)

政2-1-2-A-1：税制メールマガジン登録者数

(廃止する理由)

近年の情報収集・発信手段の変化等を踏まえ、今後はメールマガジンに代わる新たな発信手段を活用してより効果的な情報発信を行うことを予定しており、税制メールマガジンは令和8年度中に終了を予定していることから、同指標を廃止いたします。

参考指標

○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数」

政策目標に係る予算額等		令和6年度	7年度	8年度	9年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	158,687千円	150,147千円	157,373千円		
	(項) 税制企画立案費	158,687千円	150,147千円	157,373千円		
	(事項) 税制の企画及び立案に必要な経費	158,687千円	150,147千円	157,373千円		
	内 諸外国の税制に関する調査	25,410千円	24,631千円	27,154千円		001358
	補正予算	△1,646千円	△2,346千円			
	繰越等	—		N. A.		
	合計	157,041千円		N. A.		
執行額		136,751千円		N. A.		

(概要)

税制の企画立案に必要な経費です。

(注) 令和8年度「繰越等」、「執行額」等については、令和9年11月頃に確定するため、令和9年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	令和9年6月（予定）
-------	-------------------------------------	----------	------------

用 語 集

あ アジア債券市場育成イニシアティブ

平成15年8月のASEAN+3（日中韓）財務大臣会議で合意された、域内の民間貯蓄を経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結び付けることを目的とし、域内の債券発行体の多様化、市場インフラの整備等を通じて債券市場の育成を図っていくイニシアティブ。

え 円借款

開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構（JICA）が担当。

か 海外IR

国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

買入消却

国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

改革工程表

「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目について、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの。

海外投融資

主として、民間セクターが開発途上地域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するもの。

外国為替資金証券

特別会計に関する法律第83条第1項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書）

各国の税関手続の簡易化・調和を通じた国際貿易の円滑化を目的とした、税関手続に係る国際標準を規定する条約。

昭和48年のWCO総会（於：京都）で採択された『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』（通称：京都規約）を改正する形で作成された。

平成11年6月のWCO総会で採択され、平成18年2月に発効。

貨幣回収準備資金

貨幣に対する信頼の維持を目的として、政府による貨幣の発行、引換え及び回収が円滑に行われるよう、一般会計に設置された資金のこと（貨幣回収準備資金に関する法律第1条及び第3条）。

カレンダーベース市中発行額

あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の、4月から翌年3月までの発行予定額の総額。

官民ファンド

現在、わが国では民間資金がリスクマネーとして十分に供給されていない状況にある中、政府の成長戦略の実現、地域活性化への貢献、新たな産業・市場の創出などの政策的意義があるものに限定して、民業補完を原則とし、民間で取ることが

難しいリスクを取ることによって民間投資を喚起する(呼び水効果)ためのファンドのこと。

き 危機管理用宿舎

非常災害等が発生した場合において、正規の勤務時間外でも官邸等へ駆けつけ、国民の生命や財産を保護するための初動対応に従事する危機管理要員に当たる職員が居住することとなっている、官邸等から概ね2km圏内に所在している国家公務員宿舎。

気候投資基金

(C I F : Climate Investment Funds)

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の2つの基金から構成される多国間基金。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援、後者はぜい弱な途上国の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって4つの種類に分けられる。

・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、庁舎、国家公務員宿舎)

・公共用財産：国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産

(例えば、公園、道路、海浜地)

・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓)

・森林経営用財産：国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産。

緊急関税

予想されなかった事情納変化による輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために課する割増関税。

く 国・地方の公債等残高

普通国債(国民経済計算における社会保障基金から発行される子ども特例債を除く。)、地方債及び交付税特会借入金の合計。財政投融资特別会計国債や政府短期証券等は含まれていない。また、復旧・復興対策、GX対策及びAI・半導体支援の経費及び財源の金額を除いたベースで示されている。(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和8年7月30日経済財政諮問会議提出)

け 原産地規則

国際的に取引される物品の原産国(原産地)を決定するための規則。一般特惠関税制度や経済連携協定による特惠税率を適用する場合に用いる特惠原産地規則と、WTO協定税率や不当廉売関税の適用等に用いる非特惠原産地規則がある。

権利床

市街地再開発事業(都市再開発法第2条第1号に規定する事業)及び市街地再開発事業以外の市街地整備に係る事業において、権利者が取得することとなる再

開発建物の一部。

こ 公共随意契約

地方公共団体などに対し、公共性の高い用途に供するために行う随意契約。

合同宿舍

国家公務員宿舍のうち財務大臣が維持管理を実施する宿舍であり、全ての省庁の職員が貸与の対象となる。

国有畦畔・脱落地

農地に付随する畦等のうち、地租改正等明治の土地制度（地所名称区別及び国有土地森林原野下戻法等）に基づいて、国有地とされているものであり、また、公図上無番地の無主の不動産であり、登記簿上も、民有地と区分されておらず、国有財産台帳にも登録されていないもの。

国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、本事前分析表における国有財産とは、国有財産法第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）をいう。

また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

なお、国公有財産とは、国有財産のほか、地方自治法第238条に規定されている公有財産を含めた財産をいう。

誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財

産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

国庫

国は、租税及び国債等により現金を調達し、これにより公共事業、社会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

国庫金

国庫に属する現金のこと。

国庫金の過不足の調整

国庫金の受入（租税受入等）や支払（年金支払等）がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障なく執行するため、財務省証券を発行することにより不足現金を調達する。国庫に一時的に余裕金（国庫余裕金）が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

国庫原簿

予算決算及び会計令第128条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

さ 財政投融资

政府が財投債（国債）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、大規模・超長期プロジェクトなど、民間だけでは対応が困難な長期・固定・低利の資金な

どの供給を行うもの。

具体的な資金供給の手法として、①財政融資（地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期・固定・低利で行われる融資）、②産業投資（投資（主として出資）により長期リスクマネーを供給）、③政府保証（政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う）の3つの方法がある。

財政投融资計画

当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける。

財投債

国が発行する国債の一種。商品性は通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われるが、財投債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によって賄われている点が、調達された資金が一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体系（SNA）上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれていない。

財務省証券

財政法第7条第1項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

サムライ債

外国の政府・企業等の非居住者が、日本

国内で円建てで発行する外債のこと。

① 資産負債管理（ALM）

金融業務を行うにあたって発生する各種のリスクを回避するため、資産（資金運用）と負債（資金調達）のバランスを総合的に管理すること。ALMとは、Asset Liability Managementの略称。

事前教示制度

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分（税番）、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。文書により照会が行われる場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報（ガイダンス）として口頭により回答する。（関税法第7条第3項）

指定金融機関

申請により指定され、危機対応業務として、事業者に対する必要な資金の貸付け等を行う。株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫は、株式会社日本政策金融公庫法上、「指定金融機関」とみなされている。

出港前報告情報

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、船会社等から電子的に報告される詳細な

積荷情報。

※当該制度は、WCOの「基準の枠組み」に基づくもの。

乗客予約記録

(PNR : Passenger Name Record)

航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

シングルウィンドウ

関係する複数のシステムを相互に接続・連携することにより、1回の入力・送信によって、必要な手続を同時に行えるようにするもの。

世 税関相互支援協定

税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

税制調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

製造貨幣大試験

通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目（重さ）が適正であることを公開の場で示すもので、明治5年以降実施。

政府短期証券

一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則3ヶ月だが、国庫の資金繰りを

効率的に行うための償還期限が6か月・1年のものもある。FB (Financing Bill) とも言う。

政府保証枠

預金保険機構等が民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

政府預金

会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金（政府預金）とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の4種類に区分されている。

そ 相殺関税

外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

相続土地国庫帰属制度

相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地について、一定の要件を満たした場合に、土地の所有権を国庫に帰属させることを可能とする制度。

その他収入

歳入総額から税収と公債金を除いたもの。日本銀行・独立行政法人等からの納付金や特別会計からの受入金、前年度剰余金受入等から構成される。

た この規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの健康に対する悪影響を減らし、人々の健康を改善することを目指し、

各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

ち チェンマイ・イニシアティブ

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備(ドル)から融通するASEAN+3の枠組み。

地球環境ファシリティ

(GEF:Global Environment Facility)

開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の5分野を支援対象としている:生物多様性保全、化学物質対策、気候変動対策、国際水域汚染防止、砂漠化防止。

地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に、地方公共団体が地区計画等の都市計画決定をした上で行う一般競争入札。

知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入してはならない貨物として規定されている。(関税法第69条の2及び第69条の11)

つ 通貨制度

通貨の単位や種類を定め、通貨に法的な強制通用力を付与する制度。我が国では、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関す

る法律」で定められている。

て デュレーション・ギャップ

資産または負債から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示している。

デュレーション・ギャップとは、資産・負債のデュレーションの差をいう。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることとなる。

と 特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条)。

ドーハ・ラウンド交渉

平成13年11月、ドーハでの第4回WTO閣僚会議で立上げが合意された多角的貿易交渉(正式名称はドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda:略称DDA))。現在交渉中の分野は、「農業」「非農産品市場アクセス(NAMA)」「サービス」「ルール」「開発」「貿易関連知的財産権(TRIPs)」「環境」等。

に 二国間通貨スワップ契約

(BSA:Bilateral Swap Arrangement)
外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、

ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する契約。

二段階一般競争入札

定期借地権による土地の借受け又は買受けを希望する者から土地の利用等に関する企画提案を求めた上で、これを審査し、審査を通過した者を対象に行う一般競争入札。

の ノーロス・ノープロフィットの原則

ある保険の保険料率を算出する際、利潤も損失も生じないようにする原則のこと。地震保険に関する法律第5条第1項は、「政府の再保険に係る地震保険契約の保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない。」と規定している。

ひ 非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない（緩和されていない）借入のことを指す。

なお、これと対照的に、円借款等のODAはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である（緩和されている）。

ふ 普通財産

行政財産以外の一切の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

不当廉売関税（反ダンピング関税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

フューチャー・デザイン

将来世代は現在の政策決定に意思を反映できないという問題意識に立ち、現世代が将来可能性（将来世代の利益のために行動しようとする潜在的意欲）を発揮できる社会の仕組みをデザインすること。

プライマリーバランス（基礎的財政収支）

（P B : Primary Balance）

社会保障や公共事業を始め様々な行政サービスを提供するための経費（政策的経費）を、税収等で賄えているかを示す指標（内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和8年7月30日経済財政諮問会議提出）においては、復旧・復興対策、GX対策及びAI・半導体支援の経費及び財源の金額を除いたベースでその動向について言及している。）。

プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

ほ 報復関税

WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、又はある国が我が国の船舶、航空機、輸出貨物若しくは通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税。

保税地域

外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種となっている。

み 緑の気候基金

(G C F : Green Climate Fund)

平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)で設立が決定した開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する多国間基金。事務局は韓国(仁川市)。

未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

ゆ 遊水地・雨水貯留浸透施設

・遊水地：洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量(ピーク流量)を減少させるために設けた区域であり、河川整備計画において計画高水流量を低減するものとして定められたもの(河川法第6条第1項第3号、河川法施行令第1条第2項)。

・雨水貯留浸透施設：雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの(特定都市河川浸水被害対策法第2条第6項)。

輸出事後調査

輸出者の事業所等を税関職員が個別に訪問するなどして、輸出貨物に関する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すこと

で、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

(U H C : Universal Health Coverage)
すべての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態のこと。

輸入事後調査

輸入者の事業所等を税関職員が個別に訪問するなどして、輸入貨物に関する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内容が適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

り 流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持・向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行すること。

留保財産

国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地。地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けで活用を図ることとしている。

旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

A AEO（認定事業者）制度

Authorized Economic Operatorの略称。国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。

APEC

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific Economic Cooperationの略称。アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とし、域内の21の国と地域（エコノミー）が参加する経済協力の枠組み。貿易・投資の自由化と円滑化を通じた地域経済統合の推進、質の高い成長の実現、経済・技術協力等の活動を実施。

ASEAN

東南アジア諸国連合。Association of South East Asian Nationsの略称。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー及びラオスの11カ国が加盟。

ASEAN+3

ASEAN（東南アジア諸国連合）と日本、中国、韓国の3カ国。

ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）

2011年4月にシンガポールに設置された常設機関で、ASEAN+3地域経済の監視・分析を行う。平時においては、経済サーベイランスの実施を行い、危機時においてはチェンマイ・イニシアティブ

の迅速な意思決定の支援等を行う。

2013年5月には、AMROの国際機関化に合意し、2014年10月には、その設立協定への署名が完了。2015年5月に設立協定が国会承認され、同年6月に受諾書をASEAN事務局へ寄託し、2016年2月にAMROは国際機関となった。

C CBDC

中央銀行デジタル通貨。Central Bank Digital Currencyの略称。民間銀行が中央銀行に保有する当座預金とは異なる、新たな形態の電子的な中央銀行マネー。中央銀行の負債であり、決済の手段として用いられる。

CGIF

信用保証・投資ファシリティ。Credit Guarantee and Investment Facilityの略称。ASEAN+3域内の企業が発行する債券に保証を供与することで、現地通貨建て債券の発行を支援し、域内債券市場の育成に貢献することを目指してADBに設置された信託基金。

D DRFイニシアティブ

ASEAN+3金融協力の柱の一つである災害リスクファイナンス・イニシアティブの略称。域内の自然災害リスクに対する財務強靱性の向上を目的としたイニシアティブ。

E EPA

経済連携協定。Economic Partnership Agreementの略称。FTAの要素（モノ・サービスの貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

F F A T F

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

F I L P

財政投融资計画。Fiscal Investment and Loan Programの略称。当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける（「財政投融资」参照）。

F T A

自由貿易協定。Free Trade Agreementの略称。関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

G G 20

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、G 7等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、1999年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

G 7

7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Sevenの略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策協調を行っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加の7か国及び欧州連合（EU）が参加。

I I M F

国際通貨基金。International Monetary Fundの略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印された国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。主な業務は、危機対応・予防目的の融資、経済政策に関する分析・助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発。

M M D B s

国際開発金融機関。Multilateral Development Banksの略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グループ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

N N A C C S

輸出入・港湾関連情報処理システム。Nippon Automated Cargo and Port Consolidated Systemの略称。

税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生・動植物検疫手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。

R R C E P

地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership）の略称。参加国は、ASEAN10カ国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）と、日

本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの計15カ国。平成24年11月に交渉開始、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月1日に発効した。

R I L O ・ A P

WCOのアジア・大洋州地域情報連絡事務所 (Regional Intelligence Liaison Office) の略称。域内の税関当局による密輸関連情報の収集、分析、評価及び発信を促進することを目的としており、2024年1月から日本がホストを務めている。

[S] S D G s

持続可能な開発目標。Sustainable Development Goalsの略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: M D G s) の後継となるもの。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2016年から2030年までの目標として、17のゴールと169のターゲットが定められている。M D G sで残された課題 (教育、母子保健、衛生等) と、この15年間で顕在化した新たな課題 (環境、格差拡大等) に対応するもので、先進国を含む全ての国に適応されるユニバーサルティが最大の特徴。

S E A D R I F

東南アジア災害リスク保険ファシリティ。Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facilityの略称。世界銀行の技術支援のもと、東南アジア諸国に対して、自然災害リスク保険プールを含む、気候変動・自然災害に対する保険ソリューションを供給することを目的としたA S E A N + 3の枠組み。

[T] T P P / C P T P P

T P Pは、環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership) の略称。アジア太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計12カ国が参加。平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年2月に署名が行われたが、その後、平成29年1月に米国が離脱を表明した。

C P T P Pは、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership) の略称。T P Pから米国が離脱を表明後、平成30年3月に米国を除く11か国で署名が行われ、同年12月30日に発効。令和5年7月までに、全ての原署名国11か国で発効している。また、令和5年7月にC P T P Pへの英国の加入に関する議定書が署名され、令和6年12月に同議定書が英国、日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア、ブルネイ、オーストラリアについて発効した。

[W] W C O

世界税関機構。World Customs Organizationの略称。正式名称は関税協力理事会 (Customs Co-operation Council) で、平成6年よりWCOをワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とする。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的

ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

WTO

世界貿易機関。World Trade Organizationの略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成7年に設立。本部はスイスのジュネーブにあり、WTO協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

WTO貿易円滑化協定

WTOドーハ・ラウンドの一分野として、平成16年7月に貿易円滑化交渉が開始され、平成25年12月に妥結。平成26年11月に本協定に関する改正議定書が採択され、平成29年2月に3分の2以上の加盟国が受諾し、本協定は発効した。

本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化を図るためにWTO加盟国が実施すべき措置（事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等）を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めるとともに、自ら実施が困難な場合は、先進国等からの支援を通じた実施までの移行期間を認めることを規定している。